

令和3年5月10日

第106回 神戸市個人情報保護審議会

ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係る  
カメラの設置による個人情報の収集について

(都市局)

神都公第 146 号  
令和 3 年 4 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

ポータライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」について)

担当：都市局公共交通課

ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」について)

◎は場合により条例第7条第3項に該当する内容を含む

【収集する情報項目】

◎カメラ設置箇所を通過する人物の画像及び撮影日時

## ポータルライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について

### 1. 趣旨

三宮とポートアイランド・神戸空港を結ぶポータルライナーは、ポートアイランドへの企業進出や神戸空港の開業等の影響により、朝ラッシュ時間帯を中心とした混雑が課題となっている。そのため、本市では、ポータルライナーと並行する路線バスの利用促進等の様々なポータルライナーの混雑緩和策に取り組んでいる。

令和2年6月からは、混雑時間帯を避けるオフピーク乗車を促すため、スマホアプリを活用してポータルライナー三宮駅のリアルタイム（5分間隔）な混雑状況を配信している。本アプリでは、ポータルライナー三宮駅の改札内階段に設置したカメラで個人を識別できない解像度で撮影した画像を解析して、混雑状況の数値化を行っている。

コロナ禍におけるより一層の混雑緩和の必要性が求められるなか、この度、個人を識別できる程度の解像度で撮影した画像を解析に使用することで、より正確な混雑状況の配信を行い、利用者にこれまで以上にオフピーク乗車を促し、ポータルライナーの混雑緩和を推進していきたい。

### 2. 事務の流れ

- ①ポータルライナー三宮駅の改札内には、東西2箇所の階段が設置されている。その2箇所にカメラを設置する。
- ②カメラで駅の利用者の画像を撮影し、PoE接続（Power over Ethernet；給電式LANケーブル接続）にて委託事業者が設置した画像解析装置に伝達し、解析する。なお、解析終了後の画像は速やかに削除する。
- ③解析値（数値データのみ）を閉域回線（4GLTE閉域網）でサーバーに送信する。
- ④利用者はインターネット回線を通じて混雑状況（日時、混雑度）を確認することができる。
- ⑤委託事業者は閉域回線（4GLTE閉域網）にてシステムの運営、保守を行う。
- ⑥必要に応じ、神戸市は事務処理用PCにてインターネット回線を通じてサーバーにアクセスし、過去データ（統計解析値。個人情報を含まない）を確認する。

### 3. 効果

解像度の高い画像を解析することにより、ポータルライナー三宮駅のより正確な混雑状況をリアルタイムで配信することが可能となり、乗車分散を促すことで混雑緩和が期待され、利用者の利便性・快適性の向上を図ることができる。

### 4. 実施時期

令和3年6月予定

### 5. 想定件数

1日あたり約48,000件（ポータルライナー三宮駅の乗降者数）

### 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) 運用上の保護

- ①記録装置（画像解析PC）の盗難防止措置を講じる。
- ②個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な指導を行う。
- ③カメラの設置にあたっては、「カメラ作動中」等を掲示する。

(2) 委託先事業者にかかる情報の保護

本事業の委託先事業者に対して、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

また、カメラで撮影した画像は、解析後、速やかに消去し、復元できない状態にさせる。

システム構成図

